

「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」の 傍聴者の皆様へ 傍聴にあたってのお願い

(趣旨)

吉野川流域市町村長の意見を聴く会は、吉野川水系河川整備計画を策定するにあたり、「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く）に関して、関係する市町村長が意見交換を行うとともに、それぞれの立場から、河川管理者に対して必要な意見を述べることを目的として開催するものです。

吉野川流域市町村長の意見を聴く会を円滑に進めるため、傍聴の皆様以下をお願いをします。

(吉野川流域市町村長の意見を聴く会の傍聴)

- 1 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①吉野川流域市町村長の意見を聴く会における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - ②発言、私語、談論などをしないで下さい。
 - ③はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ④ビラ、資料等の配布をしないで下さい。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないで下さい。
 - ⑦吉野川流域市町村長の意見を聴く会の中での発言はできません。ご意見・ご質問がある方は、意見記入用紙にご記入のうえ受付の回収箱に投函下さい。
 - ⑧その他、会場の秩序を乱したり、吉野川流域市町村長の意見を聴く会の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 2 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。その場合は、速やかに退室して下さい。
- 3 以上のほか、傍聴者は司会及び事務局の指示に従って下さい。